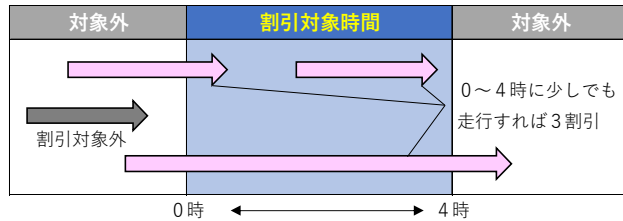


深夜割引の見直しについて（令和7年7月頃運用開始）

【割引の目的】 一般道の沿道環境を改善するため、交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用を促進

＜現行の割引＞

0時から4時の間に高速道路を通行するETC車の料金を3割引



【課題】

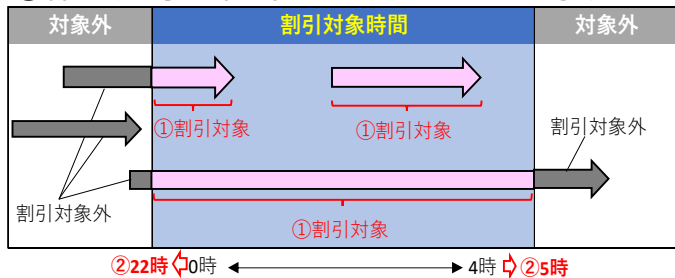
- ① 割引適用待ち車両の滞留が発生
- ② 運転者等の労働環境の悪化

右図：東京本線料金所前の滞留状況
（R2.12.23（水）23:58撮影）

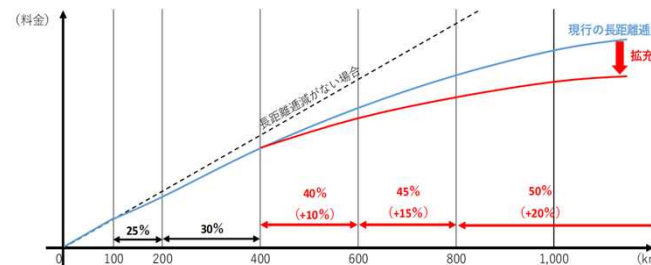


＜見直しのポイント（R5.1.20発表）＞

- ① 割引対象時間帯の走行分のみ3割引
- ② 割引対象時間帯を22時から翌5時に拡大



- ③ 見直しにあわせて400km超の長距離逓減制を拡充

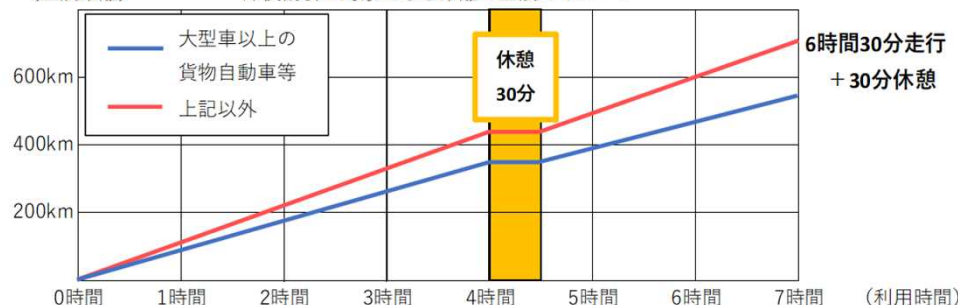


割引見直し運用開始後の
激変緩和措置（5年程度）

＜無謀な運転の抑止策（R5.11.7～11.20 意見募集実施）＞

割引対象距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀な運転を抑止し、引き続き安全・安心に高速道路をご利用いただくために、割引対象距離への上限を設定

（上限距離） 深夜割引の対象となる距離の上限のイメージ



22時から翌5時における 高速道路の利用時間（休憩含む）（※1）	深夜割引の対象となる距離の上限（※2）
4時間以内	利用時間 × （上限距離）
4時間～4時間30分	4時間 × （上限距離）
4時間30分～7時間	（利用時間－30分） × （上限距離）

無休憩運転の抑制のため、
最大30分の休憩を加味

※1 利用時間：22時から翌5時における高速道路の利用時間（休憩含む）

※2 上限距離：利用時間1時間あたり、大型車以上の貨物自動車等は90km（※）、それ以外の車両は105kmで設定

※道路交通法の施行令改正に伴い、上限距離の見直しを行っています

（注）上限距離設定は、**速度超過等の無謀な運転を容認するものではありません。**

深夜割引の見直しに関するシステム整備の概要

お客さま



④後日還元

- 「ETCクレジットカード」または「ETCパーソナルカード」でご利用のお客さま
→ 「ETCマイレージサービス」を用いて、翌月20日に還元額として付与します。
- 「ETCコーポレートカード」でご利用のお客さま
→ 還元額分を差し引いた額を翌月に請求します。

①高速道路を利用



「ETCクレジットカード」または「ETCパーソナルカード」でご利用のお客さまは、「ETCマイレージサービス」への事前登録が必要となります。

走行記録を把握するシステム

【主な機能】

- ・料金所のETCレーン及び本線上に設置するETC無線通信専用アンテナを用いて、お客さまの走行記録（通過地点・通過時刻等）を取得

料金所：ETCレーン

走行記録
(通過地点・通過時刻等)



本線：ETC無線通信専用アンテナ

走行記録
(通過地点・通過時刻等)



②走行記録の把握

還元額を計算するシステム

【主な機能】

- ・取得したお客さまの走行記録を集約して、高速道路のご利用全体の走行履歴情報（走行経路・走行時間等）を作成し、深夜割引適用時間帯の走行距離に応じた割引相当分の還元額を計算

還元額

計算結果
出力



取込

走行履歴情報

③走行履歴情報の作成・還元額の計算